

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年2月27日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

## 1. G I グレード 0件

## 2. G II グレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	5号機	タービン補機冷却水系熱交換器(A)の伝熱管交換作業において、交換対象外の伝熱管1本を引抜いたことを確認した。当該事象の原因を調査、当該伝熱管を修理。	G III 以下
2	5号機	鉄イオン注入設備海水供給ポンプ軸受け付近より発煙を確認した。ただちに消防署へ通報するとともに、当該ポンプを停止。消防署により火災ではないと判断。当該事象の原因を調査。 【平成24年2月26日公表済み】 <a href="http://www.tepco.co.jp/cc/press/12022604-j.html">http://www.tepco.co.jp/cc/press/12022604-j.html</a>	G III 以下
3	6号機	主タービン非常用油ポンプ用電動機の本格点検時期を変更することとした。これにより点検周期が予め定めた期間を超えることを確認した。当該変更の影響を評価。 平成24年6月8日再審議にてグレード変更 G III→G II (調達管理における知見について他号機への水平展開を図る必要があると判断した。)	G III 以下
4	その他	荒浜側焼却設備の充電器電圧・電流点検において、実施頻度を1(回/2週間)とすべきところ、1(回/月)で実施していたことを確認した。当該事象の原因を調査。	G III 以下

## 3. G III グレード 14件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	原子炉隔離時冷却系タービン反カップリング側軸受戻り油温度検出器の点検時、絶縁不良を確認した。当該検出器を修理。	
2	5号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関付動弁注油ポンプ吐出圧カススイッチの点検時、接点不良を確認した。当該スイッチを修理。	
3	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)のディフューザー入口羽先部の点検時、浸食を確認した。当該羽先部を修理。	
4	5号機	第3給水加熱器(B)復水出口弁の点検時、弁体シート面に割れを確認した。当該弁体を修理。	
5	5号機	密封油装置の点検時、取合い配管継ぎ手部から油にじみを確認した。当該継ぎ手部を修理。	
6	5号機	タービン建屋内蒸気配管オイルスナッチャーの点検時、作動油量を調整する弁の位置を調整するネジ部の損傷を確認した。当該弁を交換。	
7	5号機	第1給水加熱器(A)給水出口弁駆動部の点検時、油にじみを確認した。当該弁駆動部を修理。	
8	5号機	復水器(B)バタフライ弁の点検時、ゴムライニングの損傷を確認した。当該ライニングを修理。	
9	5号機	制御棒駆動系水圧制御ユニットの方向制御弁用弁体(ニードル部)の一部に変形(曲がり)を確認した。当該弁体を修理。	
10	5号機	非常用密封油ポンプ電動機の点検時、軸継ぎ手回転軸に外径寸法の判定基準超えを確認した。当該事象の影響を評価。	

NO.	号機等	不適合事象	備考
11	5号機	原子炉建屋最上階にあるジブクレーンの使用前点検時に、作業用分電盤ブレーカーが過電流等により遮断動作していたことを確認した。当該事象の原因を調査・修理。	
12	その他	水処理建屋にある排水処理装置の砂ろ過器、活性炭ろ過器廻り配管に僅かな水(汚染なし)のにじみを確認した。当該配管を点検・修理。	
13	その他	モニタリングポスト-8高線量率計の加温制御装置に動作不良を確認した。当該加温装置を点検・修理。なお、モニタリングポストに欠測無し。	
14	その他	荒浜側焼却設備雑固体自動倉庫パレットキャリア(雑固体を倉庫に出し入れする台車を運搬する装置)の動作不良に伴い、キャリア走行過負荷の警報が発生し停止したことを確認した。当該装置を点検・修理。	